

## 久留米市保育所給食調理等の業務委託業者募集について

久留米市では、平成29年4月からの保育所給食調理等業務について、以下のとおり、委託業者の募集を行う。

### 1. 業務名

江南保育園給食調理等業務

### 2. 募集内容

上記1の業務とする。

受託事業者は、市の選定委員会が決定することとし、応募者については、申し込んだ後に、みだりに辞退（明らかに辞退と取れる行動・言動も同様とする。）しないととも、選定の結果、受託することが決定した際には、必ず受託すること。このことについて、遵守できない場合、以後の申込みを断ることもある。

### 3. 契約期間（予定）

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（本業務は、2回の更新を可とし、最長3年間とする。）

### 4. 契約金額

契約金額は、書類審査後（一次選考後）に提出する見積書の金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

また、契約金額の支払いについては、契約金額を12で除した金額を毎月の業務完了後に支払うものとする。ただし、契約金額を12で除した金額が少数点第1位以下まで算出される場合、1から11回目までは少数点第1位以下は切り捨てた金額とし、総支払金額が契約金額と同額となるように12回目の支払分にて調整するものとする。

### 5. 履行場所

江南保育園の給食室及びその附帯施設

### 6. 履行日

給食実施日は保育所が定める日（年間295日程度）とし、保育所行事や研修の参加、給食開始前と終了後の清掃及び施設・設備の点検に要する日数とする。

## 7. 業務内容

業務内容	作業内容
食材管理	受取・検収補助、在庫管理
調理	仕込み、調理、炊飯
配膳・下膳	配膳準備(盛り付け等)・下膳、食器・食品取扱器具の洗浄及び消毒、残飯及び残菜の処理
施設管理	調理室・前室等の衛生管理、機械・器具類の管理(消毒・乾燥管理)、食品の衛生管理、防火管理
その他	市が指定する会議及び研修会等への参加、必要書類の作成・整備、発注補助、その他必要業務(給食の展示・保存食の実施・食育推進活動や保育行事等時の対応に関する協力)

## 8. 調理食数（平成29年4月1日の予定数）

保育所名	所在地	給食数
江南保育園	久留米市荘島町11-1	150食/日 別途、一時保育10食程度/日

## 9. 給食施設の概要

保育所名	施設	仕様
江南保育園	鉄筋コンクリート造2階建て 久留米市総合幼児センター内 江南保育園の延べ床面積 1026.21㎡	ドライ方式 炊飯設備有 強化磁器食器使用

## 10. 選定方法

事業者の選定方法は、定性的評価と価格評価の総合評価方式とし、審査は一次選考（書類審査）及び二次選考（価格評価及び事業者提案・ヒアリングによる定性的評価の合計による総合評価）とする。

審査項目（大項目別）		評点
定性的評価項目	保育所現場で働く意識が高いこと	100点
	安全衛生管理が徹底されていること	
	本市が定める仕様書に対する業務を継続して安定的に履行する能力が高いこと	
	サポート体制が万全であること	
	会社の信用性が高いこと	
価格に対する評価項目	見積価格による評価	市の予定価格を基準とした減点評価方式
総合評価	合計	100点

## 1 1. 選定委員会

審査は、保育所代表、税理士、行政栄養士及び子ども未来部職員で組織する久留米市保育所給食調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価基準に基づき行う。

## 1 2. 事業者の選定

選定委員会の審査により順位付けし、保育所の受託事業者を決定する。

## 1 3. 応募資格

### (1) 基本的事項

保育所保育指針を踏まえ、食育の推進を行い、子どもたちに安全で安心な給食を円滑かつ安定的に提供できること。

### (2) 業務遂行能力

ア 3年以上の大量調理業務（同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供する調理）の実績があること。又は、特定給食施設で1回50食以上又は1日100食以上の給食調理業務の実績があること。

イ 久留米市内又は福岡県内若しくは久留米市近郊に事業所等を有し（委託業務開始前までに設置予定の場合も含む。）、本市と速やかに連絡調整がとれること。

### (3) 安全衛生

ア 事業所独自の衛生管理マニュアルを作成し、十分な衛生管理を行っていること。

イ 従業員に対して計画的に安全衛生教育を実施していること。

### (4) 信用状況

ア 現在、食品衛生法に基づく食中毒等による行政処分を受けていないこと。

イ 万一の事故発生に備えて損害賠償を確実に行えること。

ウ 法人税（個人の場合は所得税）等の滞納がないこと。

### (5) 欠格事項等

次に掲げる事項に該当する場合は応募することができない。また、応募後に該当することが判明した場合は失格とする。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有するもの。

## 1 4. 応募受付

平成28年11月28日（月）まで

参加申込等提出書類に必要事項を記入のうえ、子ども未来部子ども施設事業課に提出すること。なお、書類受付時間は、本市閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送可（ただし、提出期限までに必着のこと。）とするが、本市が受領した事実の証明が可能な書留（簡易書留でも可。）又は配達証明付きの郵送であること。

1 5. 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。

1 6. 提出書類（提出部数：1部）

(1) 参加申込書（様式1）

(2) 商業登記簿謄本 ※写可

(3) 事業所概要調査票（様式2）

(4) 決算報告書一式

1) 貸借対照表

・短期貸付金がある場合は、その内容が確認できるもの

2) 損益計算書

・売上原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書

・法人税等調整額の内容が確認できるもの（28年3月期）

(5) 役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日及び性別が記載されたもの）

(6) 給食受託実績（様式3、様式4）

大量調理業務の実績及び特定給食施設での給食実績（保育所給食は除く）は、様式3（平成28年1月1日現在にて記入すること）を提出すること。なお、保育所給食調理業務の実績がある場合は、様式4（平成28年1月1日現在にて記入すること）についても提出すること。

(7) 食品衛生法による行政処分がないことの証明

(8) 従業員（調理員及び栄養士）の研修計画及び実績（平成29年度計画及び平成28年度実績（見込み））

(9) 事業所独自の衛生管理マニュアル

(10) 損害賠償責任保険（様式5）

(11) 納税証明書 ※写可

（国税・都道府県税・市町村税について、滞納がないことを確認できるもの）

(12) 提案書（様式6）

※10ページ以内で作成すること。詳細については要領参照。

1) 保育所給食における調理業務に対する提案

2) 保育所給食における衛生管理に対する提案

3) 保育所給食における調理員の配置に対する提案

4) 委託業務の円滑な遂行に対する提案

※ 様式の定めのない書類は、任意様式で可。

※ 具体的な調理等業務仕様書及び予定価格は、書類審査後（一次選考後）に提示する。一次選考通過業者は、上記を踏まえ、子ども未来部子ども施設事業課へ業者提案（プロポーザル）資料及び見積書を提出すること。

#### 17. その他（暴力団排除措置について）

久留米市では、久留米市暴力団排除条例の施行に伴い業務委託契約における暴力団排除措置を行うこととしている。応募資格及び提出書類の取扱いについては、次のとおりとする。

##### （1）応募資格

13（5）のとおり

##### （2）提出書類の取扱い

市は、暴力団の排除のため、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照合することがある。

##### （3）契約解除等

市は、暴力団の排除のため、契約を継続することができないと認めたときは、契約の解除又は期間を定めて業務の停止を命ずることがある。

#### 18. 提出先

久留米市 子ども未来部 子ども施設事業課

担当：宮川

〒830-8520 久留米市城南町15-3

TEL：0942-30-9754

FAX：0942-30-9718

Eメール：kodomom@city.kurume.fukuoka.jp